

【輸入 局長通達】

※ 傍線を付した箇所が改正部分である

改 正（案）	改 正 前
北朝鮮に対する <u>全貨物の輸入禁止 措置等</u>に <u>伴う</u> 税関の対応について <u>平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた</u> 我が国の対応として、<u>同年</u> 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が実施されて<u>おり</u>、税関においては、これらの措置 <u>の実効性を確保する観点から、所要の</u> 取締りを実施してき<u>た</u>ところである。 <u>平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を受けた国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸入が禁止されたところである。</u> 税関においては、<u>経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、輸入禁止措置等の実効性の確保に努めるため、</u>下記により <u>所要の取締りを</u> 実施されたい。 なお、<u>この通達の実施に伴い</u>「北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について」（<u>平成 19 年 4 月 13 日財関第 496 号</u>）は、廃止する。	北朝鮮に対する措置 <u>の継続</u>に伴う税関の対応について 北朝鮮による核実験に係る我が国の対応として、<u>平成 18 年</u> 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が <u>6 か月間の時限措置として</u> 実施されて <u>いるところであ</u>り、税関においては、これらの措置 <u>を的確に実行するため、「北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について」（平成 18 年 10 月 13 日財関第 1250 号）に基づき、必要な</u> 取締り <u>等</u>を実施してき <u>ている</u>ところである。 <u>これらの措置については、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、4 月 10 日の閣議において、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」及び「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」が決定され、6 か月間継続することとされたところである。</u> <u>については、これらの措置を引き続き的確に実行するため、</u>税関においては、下記により実施されたい。 なお、「北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について」（<u>平成 18 年 10 月 13 日財関第 1250 号</u>）は、廃止する。
記 1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止 <u>北朝鮮籍の全ての船舶の入港禁止措置の潜脱がなされないよう、</u>税関においては、引き続き、入港する<u>全</u>ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。 2. 北朝鮮からの輸入禁止 北朝鮮 <u>を原産地又は船積地域とする全ての貨物の</u> 輸入禁止措置 <u>が実施されているところである。人道目的等に該当するものを除き、当該輸入は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、</u>経済産業省等の関係官庁と <u>緊密に</u> 連携し、<u>当該</u> 輸入禁止措置の実効性を確保すること。 <u>更に、</u>第三国を経由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされることのないよう、周	記 1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止 <u>「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（別紙 1）が本日付で告示され、4 月 14 日から実施される予定である。</u> 税関においては、引き続き、入港する <u>すべ</u>ての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。 2. 北朝鮮からの輸入禁止 北朝鮮 <u>に対する</u> 輸入禁止措置 <u>を継続するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日付で告示され、4 月 14 日から実施される予定である。</u> 税関においては、<u>経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙 2）をも踏まえ、引き続き、</u>経済産業省等の関係官庁と <u>の連携</u> <u>を密に</u> し、<u>本</u>輸入禁止措置の実行を確保すること。<u>特に、</u>第三国を経由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされる

【輸入 局長通達】

辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。

3. 貴金属又は支払手段等の輸入許可事務における留意事項

税関における貴金属又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸入許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成 18 年 11 月 14 日財国第 3363 号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成 21 年 7 月 7 日財国第 2466 号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

また、貴金属又は支払手段等の輸入であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を原産地又は船積地域とする貴金属又は支払手段等の輸入申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

4. 厳格な法執行

北朝鮮からの輸入禁止措置に関連した関税法違反嫌疑事件が摘発されていることにかんがみ、輸出入事後調査をはじめ、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。

ことのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。

3. 厳格な法執行

北朝鮮からの輸入禁止措置に関連した関税法違反嫌疑事件が摘発されていることにかんがみ、輸出入事後調査をはじめ、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。